

関係法令

(融資事業関係法令)

北方領土問題対策協会では、北方領土の元居住者及び旧漁業権者が置かれている特殊な地位等に鑑み、これらの方々の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図ることを目的として、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号）に基づき、必要な資金を低利で融通する事業を行っている。

【北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律】

(目的)

第一条 この法律は、北方地域の施政について存する特殊事情及びこれに基因して北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、独立行政法人北方領土問題対策協会に北方地域旧漁業権者等その他の者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通させ、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図ることを目的とする。

(業務の範囲)

第四条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 北方地域旧漁業権者等に対し、その営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けること。
- 二 漁業協同組合その他の主務省令で定める法人に対し、当該法人がその構成員たる北方地域旧漁業権者等に対してその営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けるための資金を貸し付けること。
- 三 北方地域旧漁業権者等が主たる構成員又は出資者となつている法人として主務省令で定めるものに対し、その営む漁業その他の事業に必要な資金(前号の規定に該当するものを除く。)を貸し付けること。
- 四 前三号の業務に附帯する業務

(業務方法書関係法令)

【独立行政法人通則法】

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

【独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令】

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条 独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第百三十二号。以下「協会法」という。)第十一条第一号に規定する国民世論の啓発に関する事項

二 協会法第十一条第二号に規定する調査研究に関する事項

三 協会法第十一条第三号に規定する援護に関する事項

四 協会法第十一条第四号に規定する附帯業務に関する事項

五 協会法第十一条第五号に規定する貸付業務(以下「貸付業務」という。)に関する事項

六 業務委託の基準

七 競争入札その他契約に関する基本的事項

八 その他協会の業務の執行に関して必要な事項

(長期借入金関係法令)

【独立行政法人北方領土問題対策協会法】

(長期借入金)

第十四条 協会は、貸付業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

【独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令】

(長期借入金の認可の申請)

第十六条 協会は、協会法第十四条第一項の規定による長期借入金の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(償還計画の認可の申請)

第十七条 協会は、協会法第十四条第二項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入れ見込額並びにその借入先
- 二 長期借入金の償還の方法及び期限
- 三 その他必要な事項